

令和5年 7月15日(土)～7月24日(月)

夏の交通安全県民運動

運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ③ 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進

浮御堂

令和5年度 滋賀県交通安全スローガン

事故ゼロに！
思いはひとつ
滋賀の道

通学路
ゆるる笑顔の
滋賀ナンバー

じてんしゃも
ほこうしゃゆうせん
まもろうね



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課 交通安全対策室

TEL 077 (528) 3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)
～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右のQRコードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

道路を利用する全ての方が「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持って行動しましょう

子どもを始めとする歩行者の安全の確保

令和4年中の県内における歩行者の交通事故死者数は13人で、その内、

子ども（中学生以下） 0人

高齢者（65歳以上） 10人

となっています。

子どもや高齢者、障害者に対して

思いやりとゆずり合いの気持ちを持って運転しましょう。



★ 運転者の皆さんは ★

車を運転中に子どもや高齢者、障害者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。また、夕暮れ時は、早めのライト点灯を心がけ速度を落として運転しましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道路を横断するときは、近くの横断歩道を利用して信号の遵守や左右の安全確認など、交通ルールを守りましょう。また、夜間は、明るい色の服装や反射材用品を身に付けましょう。

自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

令和5年4月1日から道路交通法が一部改正され、

全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車乗車中の交通事故による重傷化率の高さを理解し、

全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。



★ 新しい自転車安全利用五則を守りましょう ★

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

矢羽根型路面標示は、自転車の通行位置と方向を明示し、自転車の安全な通行を促すものですので、矢羽根に沿って車道の左端を通行しましょう。



飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶

飲酒運転や妨害運転、ながら運転（運転中の携帯電話の使用）は重大な交通事故につながる悪質、危険な運転です。絶対にやめましょう。

飲酒運転による事故の発生状況（令和4年中）

発生件数42件、死者数3人、傷者数58人

前年に比べて飲酒運転の事故が増加しています。

県民総ぐるみで危険運転を根絶しましょう!!



★ 運転者の皆さんは ★

飲酒運転、妨害運転等の危険運転は犯罪です。少しでもお酒を飲んだら運転はやめましょう。

また、十分な車間距離を保つとともに無理な進路変更、追越し、幅寄せなどは絶対にやめましょう。

★ 家族、地域の方は ★

飲酒運転や妨害運転等の危険性について話し合い、「しない、させない、ゆるさない」環境をつくりましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進 ～横断歩道は歩行者優先!!～

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和4年にJAFが調査した結果、

全国平均 39.8% に対して

滋賀県は 33.3% の結果でした。

横断歩道を通過する際は、速度を落として、歩行者の有無を確認しましょう。



★ 運転者の皆さんは ★

信号機のない横断歩道の手前には、『横断歩道あり』の道路標識や路面標示（ダイヤモンドマーク）が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道路を横断するときは、左右の安全確認をして、車が停止してから横断しましょう。道をゆずってくれた運転者には、可能な限り感謝の意思表示をして、お互いに気持ちよく道路を利用しましょう。

「交通事故のない安全・安心な滋賀」